

# 都型放課後等デイサービス事業

## 職員体制・運営状況

コア職員の配置  
(実務経験5年以上)

要望に応じ、19時まで  
サービス提供可

コア職員以外で  
加配加算を取得

送迎実施  
(徒歩、公共交通機関含む)

## 都型放デイの追加要件

個別支援計画(都様式)を  
使用

事業所間意見交換

保護者アンケート

第三者評価の実施

種目	補助金額 (最大)	対象経費
基本補助	月額 347,170円	コア職員人件費、都型放デイ実施に要する人件費等
第三者評価	600,000円	第三者評価受審費用 (実費)

## 事業開始 (R4年度) からの変更点

旧

### コア職員の配置

常勤1名

### コア職員の実務経験

児童福祉事業

### 人員体制

19時まで必須

### 送迎

19時以降も実施

### 欠員時の猶予期間

猶予期間なし

新

非常勤2名で常勤  
換算1以上でも可

障害福祉サービスや  
学校等も可

利用希望のある日  
のみの人員体制確  
保でも可

最終送迎時間以降は、  
原則保護者による送  
迎とすることも可

退職等で欠員が生じ  
た場合も猶予期間中  
は補助金支給が可

# 都型放課後等デイサービス事業の概要

## <要件>

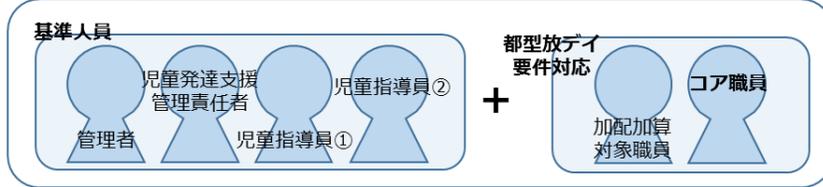
### 個別支援計画の作成

- 都が定める様式により、放課後等デイサービスガイドラインに定められた4つの基本活動（①自立支援と日常生活の充実のための活動②創作活動③地域交流の機会の提供④余暇の提供）を組み入れた個別支援計画を作成する
- 学校に個別支援計画を提供するとともに、学校から個別の教育支援計画の情報提供を受ける
- 四半期ごとに取組経過を保護者に報告し、確認を受ける

### コア職員の配置

- 常勤又は非常勤2人で常勤換算1以上を配置
- 保育士又は児童指導員資格取得後、5年以上の児童福祉事業の実務経験
- 障害福祉サービスや学校での実務経験も可

定員10人の場合



### 19時までのサービス提供

- サービス提供時間を延長する運営規程の変更は任意
- 営業時間中は基準人員を配置
- 利用者の希望により営業時間を超えてサービスを提供する場合は、児童指導員又は保育士1名以上を含む複数名を配置（受入児童5名に対し児童指導員又は保育士1名以上）
- 19時までの延長支援が可能であることを事業所内に掲示するなどして保護者に周知

### 送迎体制の確保

- 送迎が必要\*な児童で希望する者を対象に送迎を実施
  - ※自ら通所することが可能な児童の自立能力の獲得を妨げないよう配慮し、通所する際の道路等の安全性、児童の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断
- 徒歩や公共交通機関による送迎も対象
- 事業所が設定した最終送迎時間で降参サービスを利用する児童は原則保護者による送迎とすることも可能
- 送迎を実施していることを事業所内に掲示するなどして保護者に周知

### 事業所間意見交換の実施

- 年度内に1回（下半期）実施
- 都が設定したテーマについて、都型放デイ事業を実施する他の事業所と意見交換を行う
  - （参考）令和4年度のテーマ
    - ① 個別支援計画を保護者に伝わりやすくするための工夫
    - ② 事故を未然に防ぐために気をつけていること
    - ③ 相談支援事業所や学校との連携の仕方
- 事業所同士のマッチングは都が行う

### 保護者評価の実施

- 年度内に1回実施
- 都が作成するアンケートを保護者に配布し、集計した結果を事業所のホームページ等に掲載する
- 保護者はスマホ等を利用して、Webフォームにより都に直接回答
- アンケートの集計は都が実施

### 第三者評価の受審

- 都型放デイ事業の開始から1年以内に受審する（過去2年以内に受審している場合を除く）
- とうきょう福祉ナビゲーションで評価機関を選び、契約

## <補助金>

基本補助	月額 347,170円	都型放デイ実施に要する人件費等	10/10
第三者評価	600,000円	第三者評価受審費用（実費）	

- 前記の要件をすべて満たすことで上表の額を上限に補助金を支給
- 年度途中の事業開始も可能（毎月1日から開始）
- 「医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等支援事業」の補助金申請をしている事業所は対象外
- 退職等により、コア職員、児童発達支援管理責任者、その他従業者が不在となった場合も、猶予期間中は補助金支給が可能